

松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業

募集要項

令和8年6月

守谷市

目 次

第1	事業内容に関する事項	1
1	事業名称	1
2	事業目的	1
3	対象建物等及び所在地	1
4	対象業務	1
5	敷地概要及び法令上の条件	1
6	事業期間	2
第2	事業者の募集に関する事項	3
1	選定の方法	3
2	事業スキーム	3
3	募集及び選定のスケジュール	3
4	応募の手続き	3
5	関係図書等	4
6	現地調査	4
7	募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表	4
8	参加資格の確認及び結果通知	5
第3	参加資格に関する条件等	6
1	参加者の構成	6
2	参加資格要件	7
3	その他	9
第4	事業者の選定	10
1	事業者の選定方法	10
2	審査委員会の設置	10
3	審査の内容	10
4	審査項目	10
5	優先交渉権者の決定	10
6	審査結果及び評価公表	10
第5	一次審査及び二次審査	11
1	一次審査（資格審査）	11
2	一次審査提出書類の受付	11
3	一次審査結果の通知	11
4	二次審査（提案審査）	11
5	二次審査提出書類の受付	12
第6	契約に関する事項	13
1	契約及び協議	13
2	支払い条件	13
第7	提出書類・作成要領	13

1	一次審査に関する提出書類	13
2	応募辞退時に関する提出書類.....	13
3	二次審査に関する提出書類	13
第8	その他	15
1	留意事項	15
2	情報公開及び情報提供	16
3	事務局	16

別添資料

- 資料1 要求水準書
- 資料2 事業者選定基準
- 資料3 様式集

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業

2 事業目的

松ヶ丘六丁目地内市有地の旧結婚式場は、平成16年5月建築であるが、令和7年度に実施した建物劣化状況調査の結果、構造躯体に著しい劣化は認められなかったことから、市教育委員会が利活用を図るために必要な改修工事を行うこととなった。

また、既存建物の全てを市教育委員会で利活用することは難しいため、改修は必要な範囲に留め、既存施設を有効活用して行政機能及び教育関連施設に必要な公共的・公益的機能を備えた施設として再生するとともに、施設更新に要するコスト、工期及び事業全体の実現性を踏まえ、民間事業者の技術力、企画力及びノウハウを活用した利活用方法の提案を求める。

加えて、改修事業範囲を除いた既存建物及び敷地部分（以下「未利用市有地等」という。）についての利活用に関する提案を求めることで多様な生徒支援や地域との調和を重視した教育機能の充実と環境整備を目的とする。そこで、本市は、松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、民間の保有するノウハウを積極的に取り入れて事業の効率化を図るため、設計施工一括発注方式を導入することとした。

事業者選定に当たっては、設計・施工法と先進的な利活用方法が提案されることを期待し、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れた提案を選定し施工することを主な目的とする。

3 対象建物等及び所在地

- ・対象建物等：旧結婚式場（会館及び事務所）、駐車場
- ・所在地：茨城県守谷市松ヶ丘六丁目6番地3

4 対象業務

本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、以下の業務を行う。なお、業務内容の詳細は別添資料「資料1 要求水準書」に示す。

(1) 既存建物改修事業

- ・設計業務
- ・施工業務
- ・工事監理業務

(2) 未利用市有地等の利活用に関する提案

5 敷地概要及び法令上の条件

利活用提案において導入を期待する機能及び導入を認めない機能は、次のとおりとする。

(1) 導入を期待する機能

「総合教育支援センター」の移設をするため、多様な生徒への合理的支援や不登校・特別支援教育の体制整備を踏まえた教育機能の充実を図ることが求められる。また、騒音・交通安全への配慮、防災面での避難経路確保など、安心して学ぶことができる環境整備を重視するとともに、市の施策推進に寄与する機能を備えた利活用の提案が期待される。また、改修工事に影響を与えないような利活用提案とすること。

(2) 導入を認めない機能

本施設においては、地域の安心・安全や周辺環境との調和を重視し、風俗営業等の類似用途、公序良俗に反する行為や反社会的勢力の活動に関連する用途、市が周辺環境との調整が著しく困難と判断する用途、法令により整備が制限される用途、ならびに本事業の目的や地域の特性、市の方針に適合しない用途の導入は認めない。これらの事項については、事業の健全な運営と地域の良好な環境維持のため、あらかじめ十分に検討すること。

6 事業期間

- ・契約締結：令和8年10月下旬（予定）
- ・事業期間：契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

第2 事業者の募集に関する事項

1 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2 事業スキーム

本事業は、既存建物改修事業及び未利用市有地等の利活用に関する提案により構成される。

- 既存建物改修事業は、設計施工一括発注方式（DB方式）を基本とし、市が施設を所有する。既存建物改修事業については、本市ホームページに掲載している「劣化調査報告書」をもとに施設全体の修繕を行うとともに、既存建物改修工事を行うこと。
- 未利用市有地等の利活用に関する提案は、当該敷地の一部を対象として、土地利用計画、導入機能、運営の考え方、地域貢献、概算事業収支その他必要な事項を提案するものとする。なお、提案内容の実施の可否、実施時期、実施手法については、優先交渉権者決定後に市が別途整理又は協議するものとする。また、提案内容によっては既存建物改修事業のみを契約対象とする場合がある。

3 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、当スケジュールは変更する場合がある。

日 程		内 容
令和8年	6月23日（火）	公告及び募集要項等の配布開始
	6月23日（火）～6月29日（月）	現地調査の受付
	6月30日（火）～7月3日（金）	現地調査
	7月3日（金）～7月10日（金）	募集要項等に関する質問の受付
	7月17日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
	7月21日（火）～7月22日（水）	一次審査提出書類の受付
	7月29日（水）	一次審査結果の通知
	8月24日（月）～8月28日（金）	提案書の受付
	9月中旬	ヒアリング・提案内容確認
		優先交渉権者の決定
	10月中旬	審査講評公表
		仮契約締結
	10月下旬	契約締結

4 応募の手続き

募集要項等については、本市ホームページに掲載する。

5 関係図書等

本プロポーザルに係る募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、劣化調査資料等その他必要な関係図書等については、本市ホームページに掲載し、公表する。

参加希望者は、同ホームページから関係図書等をダウンロードの上、内容を確認すること。また、関係図書等に関する修正、追加資料、質問への回答等についても、同ホームページに随時掲載するため、参加希望者は最新の掲載内容を確認すること。

6 現地調査

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に事業場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程及び方法等は、次のとおりである。

(1) 調査日時

調査日時：令和8年6月30日（火）～7月3日（金）

※9時～17時の間で、応募者1者当たり2時間程度を予定

(2) 現地調査の申込方法

現地調査を希望する応募者は、本市のホームページより、「(様式1-2) 現地調査申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込期限内に事務局へ提出すること。

なお、メールタイトルには「【旧結婚式場改修事業】現地調査の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

また、メール送信後、下記申込先に電話の上、現地調査の日時を設定すること。

(3) 申込期限

申込期限：令和8年6月29日（月）17時必着

(4) 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

ア 本事業の応募者

イ 現地調査の実施日に、本募集要項「第3 2 参加資格要件」を満たしている者

(5) 調査方法

ア 本市立会いの下、行政事務等に支障のない範囲内で、原則として目視により見学すること。

イ メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器等、施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。

7 募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に記載の内容に関する質疑応答を、以下に示す要領にて行う。

ア 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式 1 - 1) 募集要項等に関する質問書」(EXCEL)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記受付期間内に事務局へ提出すること。
なお、メールタイトルには「【旧結婚式場改修事業】募集要項等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、事務局へ電話にて受信の確認を行うこと。

イ 受付期間

受付期間：令和 8 年 7 月 3 日（金）～ 7 月 1 0 日（金） 1 7 時必着

(2) 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は、令和 8 年 7 月 1 7 日（金）を目処に、本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

8 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本募集要項「第 3 2 参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要項「第 5 一次審査及び二次審査」に示す参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格の審査結果の通知

上記（1）の確認結果は、本募集要項「第 5 3 一次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業におけるプロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

1 参加者の構成

①参加者の定義

ア 参加者は、本市の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単体の企業（以下「単体企業」という。）又は複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

イ 参加者の構成は、次のとおりとする。

本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）

本施設の設計及び工事監理をする企業（以下「設計企業」という。）

ウ プロポーザル参加者の構成企業の変更

プロポーザル参加資格審査後は、プロポーザル参加者の構成企業の変更及び参加は認めない。

エ プロポーザル参加資格の確認日以降の取り扱い

参加資格確認日から優先交渉権者決定までの間に、プロポーザル参加者の構成企業のいずれかが本募集要項「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合は失格とする。

なお、当該プロポーザル参加者が優先交渉権者であった場合、市は、優先交渉権者以外のプロポーザル参加者のうち、次に評価の高かった者（以下「次点優先交渉権者」という。）を優先交渉権者とする。ただし、プロポーザル参加者の申出により、市がやむを得ないと認めて承認した場合に限り、プロポーザル参加資格要件を欠くプロポーザル参加者の構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更をできるものとする。

優先交渉権者決定から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成企業にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合、優先交渉権者決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は、当該契約の効力を失うものとする。市は、当該優先交渉権者以外のプロポーザル参加者のうち、次点優先交渉権者と契約交渉を行い、次点優先交渉権者と仮契約を締結する。ただし、プロポーザル参加者の申出により、市がやむを得ないと認め承認した場合に限りプロポーザル参加資格要件を欠くプロポーザル参加者の構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は、変更後のプロポーザル参加者と仮契約を締結し、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

オ 優先交渉権者の決定までに、単体企業又は共同企業体の構成企業のいずれかが本募集要項「第4 2 審査委員会の設置」に示す審査委員会の委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求め、又は接触をした場合は失格とする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。

② 代表企業

ア 建設企業を代表企業とする。

代表企業は直接建設工事を行う企業とする。

イ 代表企業は本プロポーザルの応募手続きや契約手続きを含め、市と構成企業の調整・協議等における窓口となり、本事業に係る調整等を行い、市への手続き等は、全て代表企業を通じて行うものとする。

③ 複数応募の禁止

構成企業は、他の参加グループの構成企業になることはできない。

④ 構成企業の制限

ア 単体企業又は構成企業から直接業務の一部を受託し又は請負うものを協力企業とする。

イ 直接業務の一部を受託又は請負う企業が共同企業体である場合は、特定事業共同企業体協定書を締結し、その写しを市へ提出すること。

ウ 共同企業体の要件

各構成員の出資割合は30%以上であること。

企業体での参加希望者は、自主的に共同企業体を結成すること。

構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

2 参加資格要件

(1) 共通参加資格要件

単体企業又は参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

ア 本公告から契約締結の日までの間に、守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年守谷町規程第10号）に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

オ 本募集要項「第4 2 審査委員会の設置」に記載の審査委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者

(2) 設計及び工事監理業務を担当する企業の要件

単体企業又は設計及び工事監理業務を担当する共同企業体の構成企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

- イ 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ウ 参加資格確認日において、守谷市競争入札参加資格規程（平成15年守谷市訓令第13号）に基づく令和7・8年度有資格者名簿（建設コンサルタント 業種：建築関係コンサルタント）に登載されていること。
 - エ 国又は地方公共団体が発注した建築物で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積1,000㎡以上の新築、増築、改築、改修又は耐震改修工事の設計実績と工事監理実績（同一施設でなくても可）を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限る。
 - オ 単体企業又は設計及び工事監理業務を担当する共同企業体の構成企業と、参加表明書の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
 - カ 単体企業又は設計及び工事監理業務を担当する共同企業体の構成企業と、参加表明書の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6第6項の規定による工事監理者をいう。）を配置できること。
- (3) 施工業務を担当する企業の要件
- 単体企業又は施工業務を担当する共同企業体の構成企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - イ 参加資格確認日において、守谷市競争入札参加資格規程に基づく令和7・8年度有資格者名簿（建設工事 業種：建築一式工事）に登載されている者であること。
 - ウ 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の公告日時点の数値が、単体企業及び施工業務を担当する共同企業体の構成企業においては900点以上であること。
 - エ 国又は地方公共団体が発注した建築物で、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積1,000㎡以上の新築、増築、改築、改修又は耐震改修工事の施工実績を有していること。なお、当該実績は、公告日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、共同企業体として有する工事实績については、共同企業体の代表構成員の場合とする。
 - オ 建設業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、施工期間中において、専任かつ常駐で適切に配置し、次の要件を全て満たすこと。なお、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。
 - (ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち1名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者

であること。

- (イ) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、同法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3 その他

(1) 地場企業の活用について

参加者は、下請や資材調達に当たって、積極的に地場企業を活用すること。

第4 事業者の選定

1 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定に当たって、応募者の内、最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。

なお、応募者が1者の場合も、原則として資格審査及び提案審査を行うものとする。

2 審査委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、守谷市松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業者募集におけるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出された書類の審査を行う。

3 審査の内容

審査委員会において、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点と提案価格による価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を優先交渉権者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を次点優先交渉権者として選定する。但し、技術評価点が45点未満の場合、選定の対象としない。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を優先交渉権者として選定する。

4 審査項目

審査項目は、別添資料「資料2 事業者選定基準」を参照すること。

5 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会による審査の結果に従って、総合評価点の高い順に順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者として選定する。

本市は、決定された優先交渉権者を事業者として、随意契約により設計施工一括発注する予定である。

6 審査結果及び評価公表

(1) 優先交渉権者の公表

本市が優先交渉権者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の可否について書面にて通知する。

(2) 審査講評の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を本市のホームページを通じて公表する。審査講評の公表時期は、令和8年10月中旬を予定している。

第5 一次審査及び二次審査

1 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を、審査委員会にて行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、原則として資格審査を行うものとする。

2 一次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む一次審査書類を、以下に示す要領で事務局に提出する。

なお、一次審査書類の作成については、本募集要項「第7 提出書類・作成要領」に従うこと。

(1) 受付期間

受付期間：令和8年7月21日（火）～7月22日（水）9時～17時

（12時～13時を除く。）

※ 郵送の場合は、7月22日（水）17時必着とする。

(2) 提出書類

本募集要項「第7 提出書類・作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

(3) 提出方法

一次審査書類は、郵送（配達証明付）又は持参する方法により提出のこと。

郵送する場合は、表に「令和8年度旧結婚式場改修事業一次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

3 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、令和8年7月29日（水）を目処に、電子メール及び参加資格確認結果通知書にて通知する。

4 二次審査（提案審査）

(1) 提案価格の適格審査

市は、提出された提案書類が募集要項等の指定どおりに整い、提案価格が提案価格上限額の範囲内であることを確認する。

提案金額の上限価格は税込み価格1,373,860千円とする。また、提案金額が上限価格を超えている場合は、失格となる。

なお、応募者が1者の場合も、原則として提案審査を行うものとする。加えて、応募の際は、「基本・実施設計及び工事監理業務」と「建設工事請負業務」のそれぞれに対応する担当業務の金額配分及び価格を明記した書類を提出すること。金額の配分については、両業務の範囲と内容を踏まえ、適切に区分し提示することを求める。

(2) 加点項目の審査

提案価格の適格審査に合格した提案審査書類について、別添資料「資料2 事業者選定基準」に基づき審査を行い、審査結果を定量化する。

(3) 契約金額

契約金額は、事業者の提案価格を基本に定めることとする。

5 二次審査提出書類の受付

参加資格確認結果通知書により一次審査通過を受理した者は、次により価格提案書を含む二次審査提出書類を提出する。なお、二次審査提出書類は、持参による方法により事務局に提出する。

二次審査提出書類の作成については、本募集要項「第7 提出書類・作成要領」に従うこととする。

二次審査においては、応募者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施する。なお、ヒアリングの詳細については、別途、参加資格確認結果通知書により一次審査通過を受理した者に対して、事前に通知する。

ヒアリングにおいて確認した内容は、書面で記録を行い、技術審査書類の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

なお、ヒアリングに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。また、参加者数および進捗状況に応じて、スケジュールを前倒しする場合がある。

(1) 提出期間

提出期間：令和8年8月24日（月）～8月28日（金）9時～17時
（12時～13時を除く。）

(2) 提出書類

書類を提出する時は、所定の表紙と見出しを付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は、別添資料「資料3 様式集」による。

第6 契約に関する事項

1 契約及び協議

市は、優先交渉権者決定後、当該優先交渉権者との間で契約内容について協議を行い、基本協定及び契約を締結する。

(1) 基本協定の締結

市は、構成企業と事業全体の基本協定を締結する。

(2) 契約の締結

市は、設計企業と「基本・実施設計及び工事監理業務」の契約を締結する。

市は、建設企業と「建設工事請負」の仮契約を締結する。

建設工事の仮契約は、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生じる。

(3) 契約内容

詳細は、契約書で規定する。

(4) 設計内容の協議

市は、優先交渉権者決定後、設計（基本設計・実施設計）に関する協議を行う。

2 支払い条件

契約金額の支払いは「守谷市公共工事等の前金払及び部分払に関する取扱要綱」に基づき行う。

詳細は、本市と事業者間で締結する契約書に記載する。

第7 提出書類・作成要領

1 一次審査に関する提出書類

応募者は、(様式2-1) から (様式2-11) について、見出しを付けた上、一括してダブルクリップ止めし、正本1部を含む所定の部数を提出すること。

各ファイル形式に応じた電子ファイルをCD-ROMにて1セット提出すること。なお、押印を要する書類については、PDF形式とすること。

2 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「(様式3-1) 応募辞退書」を提出すること。

3 二次審査に関する提出書類

(1) 一般的事項

- ・二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。
- ・「(様式4-1) 価格提案書」、「(様式4-2) 提案価格内訳書」は、封筒に入れ厳封すること。

- ・「(様式4-3) 誓約書」は正本に綴じることとする。
 - ・(様式5-1) から(様式6-9) は1冊とし、表紙と見出しを付けて所定の部数を提出すること。また、各ファイル形式に応じた電子ファイル及びPDF ファイルをCD-ROM にて1セット提出すること。
 - ・その他、下記アからキまでの各規定に従うこと。
- ア 各様式の所定の欄に、本市より送付された参加資格確認結果通知書に記載された提案受付番号を記載する。
- イ 正本については応募者名を付け、副本については、住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付さない(既定のある場合を除く。)
- ウ 応募書類の変更、差替え又は再提出は一切認めない。
- エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料3 様式集」を参照すること。
- オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うために、着色や図表等を採用しても構わない。
- カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。
- キ 模型の提出は不要とする。但し、透視図や各計画図等へ模型写真をカットとして表示することは認める。

(2) 価格提案書

提案価格は、本募集要項「第5-4 二次審査(提案審査)(1) 提案価格の適格審査」を踏まえた金額とすること。

(3) 技術提案書及び設計図面

各々の書類に表紙(様式5-1)(様式6-1)と見出しを付けて1冊にまとめ、A4縦長左綴じで「正本(製本1部)」及び「副本(バインダー綴じ14部)」を提出する。また、技術提案書((様式5-1)～(様式5-7))及び設計図面((様式6-1)～(様式6-9))の電子媒体(CD-ROM)を1セット提出する。

なお、バインダーは2穴式とし、簡易でかさばらないもの(取り外しが可能なもの)を使用すること。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

設計図面①(様式6-2)から設計図面⑧(様式6-9)までの全ての紙面の右下に「松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。副本には、会社を特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第8 その他

1 留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要項（本募集要項の他に、別添資料「資料1 要求水準書」「資料2 事業者選定基準」「資料3 様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) リスク分担

本事業に伴い発生する全てのリスクについては、原則として事業者が責任を負うものとする。これには、工事の安全管理、品質の確保、工期の遵守、法令および関係行政指導の厳守、近隣住民や関係者への適切な配慮、ならびに資材価格の変動や物価の高騰等の経済的リスクも含まれる。また、事業者はこれらのリスクに起因する事故や損害に対して適切な賠償責任を負い、必要な保険に加入する義務を負うものとする。

ただし、行政指導の変更や自然災害等の不可抗力による事態など、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合については、市が当該リスクを負うものとする。

(4) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は原則として応募者が負う。

但し、本市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失無くして知らなかった場合には、本市が責任を負う。

ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）第7条の規定に基づき、非公開の対象とする。

エ 市の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他本市が必要と認める時には、本市は、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(5) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(8) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市のホームページを通じて行う。

本募集要項に定めることその他、プロポーザル実施に当たって必要な事項が生じた場合には、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

3 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒３０２－０１９８

茨城県守谷市大柏９５０番地の１

守谷市役所 市長公室 企画課

TEL ０２９７－４５－１１１１ 内線３３２

FAX ０２９７－４５－６５２９

E-MAIL kikaku@city.moriya.ibaraki.jp

URL <https://www.city.moriya.ibaraki.jp>